



**平成29年度**  
**ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業**  
**(HPN事業)**  
**公募説明会資料**

**平成29年6月**  
**一般社団法人 温室効果ガス審査協会**

# 本日の内容（目次）

## 1. 事業の概要

## 2. 低炭素化設備導入事業及び再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業

### 2-1 公募要領

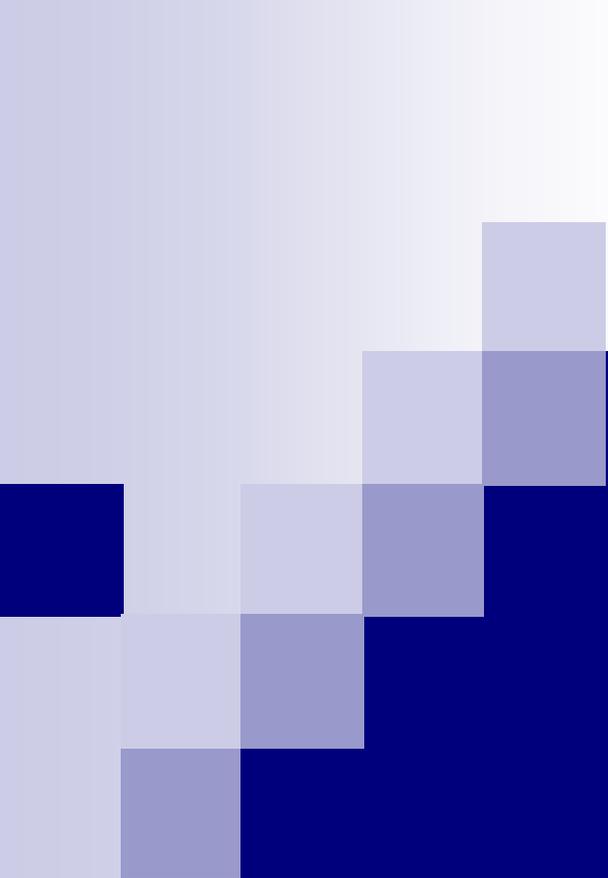
### 2-2 応募の方法

### 2-3 補助事業における留意事項等について

### 2-4 応募様式等の記入上の注意

## 3. 省エネルギー型農業機械導入促進事業

### 3-1 公募する事業の内容



# 1. 事業の概要

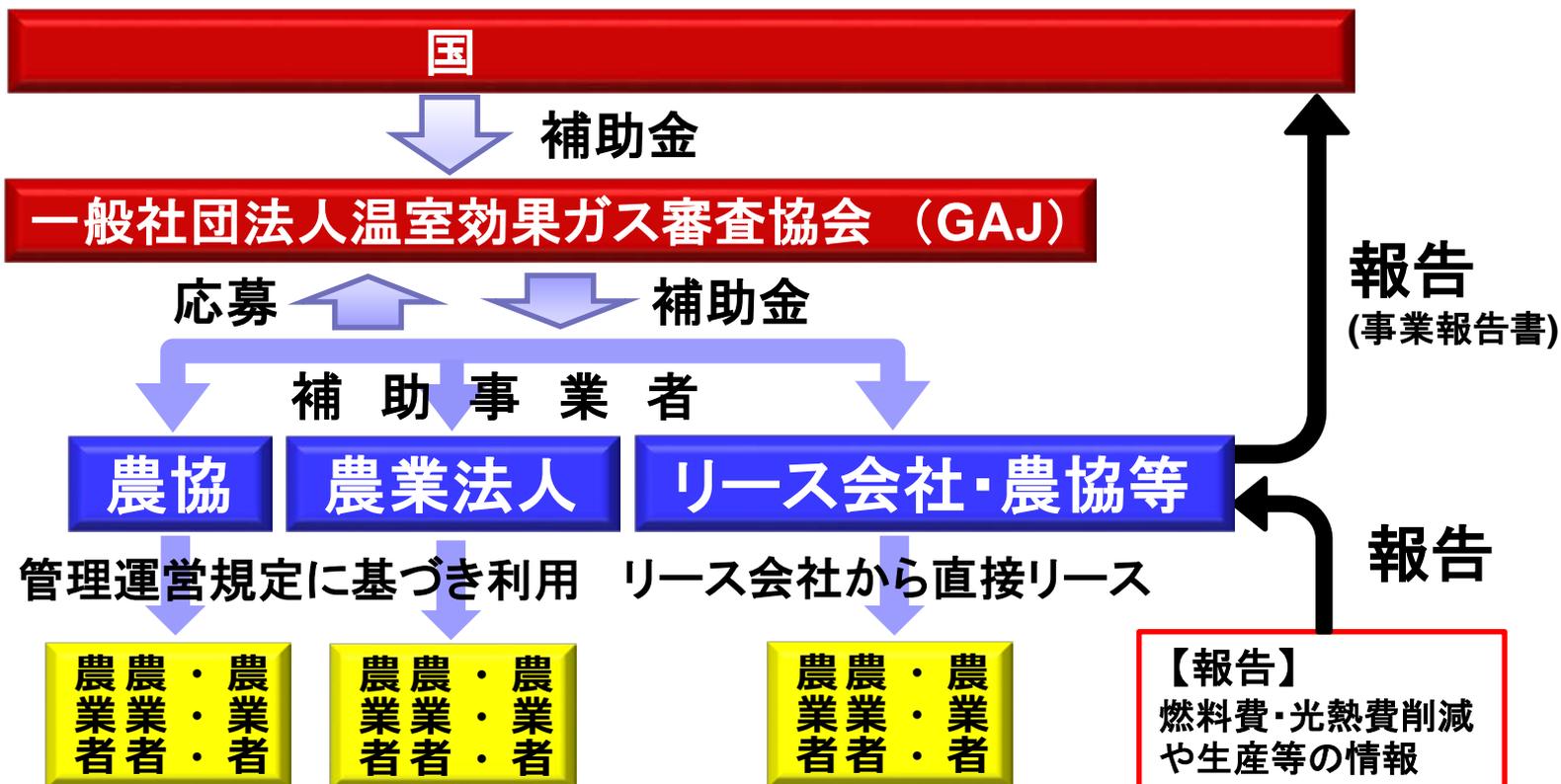
# 1. 事業の概要

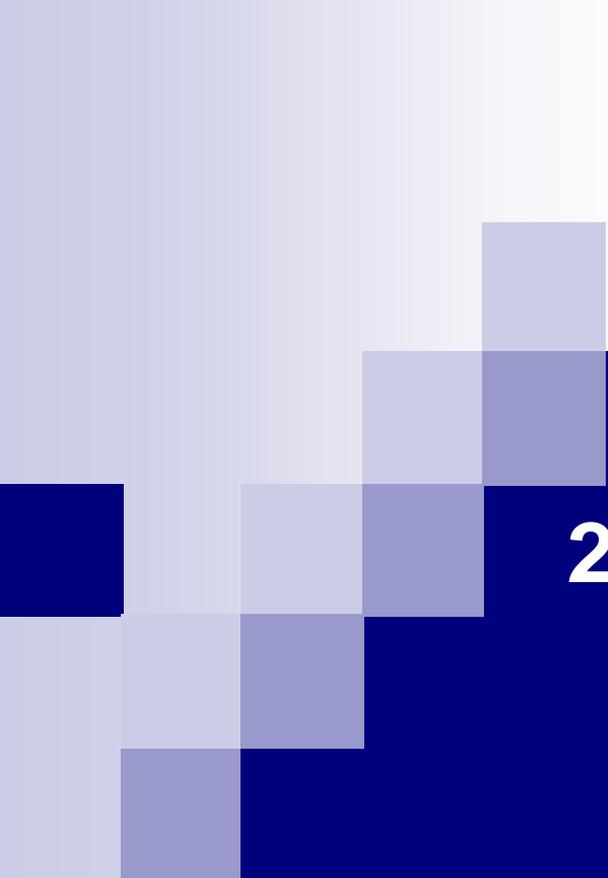
- 農業生産におけるエネルギー利用は石油に大きく依存しており、中でも施設園芸はCO2排出量の多くを占めている。現行技術で最も効率の高いヒートポンプの導入を促進するとともに、再生可能エネルギー利用技術のモデル的導入により、飛躍的な低炭素化を図る。
  - (1) 低炭素化設備導入事業
  - (2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業
- また、農業機械から排出されるCO2を抑制するため、環境性能に優れた省エネルギー農業機械の導入を促進するとともに、CO2排出削減に資する営農手法の実施により、農業分野におけるCO2排出抑制に取り組む。
  - 省エネルギー型農業機械導入促進事業

# 1. 事業の概要

## 事業スキーム

農業法人等が低炭素化推進計画を策定し、計画に基づき農業者に対して補助対象設備・農業機械の導入を支援する





## 2. 低炭素化設備導入事業及び再生 可能エネルギー利用技術導入促 進モデル事業

## 2-1. 公募要領

2-1-1 公募する事業の内容

2-1-2 補助対象経費及び補助金の交付額

2-1-3 補助事業の実施期間

2-1-4 CO2削減量の把握及び情報提供

2-1-5 補助対象事業の選定

2-1-6 応募に当たっての留意事項

## 2-1-1 公募する事業の内容（公募要領 p5）

### (1) 低炭素化設備導入事業

#### ①補助対象設備

ヒートポンプ設備とその付帯設備（送風機等のヒートポンプ設備と一体的に稼働する設備）

#### ②対象事業の要件

ア 申請者が**低炭素化推進計画**を策定し、主体となって農業の低炭素化を推進するため、農業者に対し補助対象設備の導入を行う事業であること。

イ 補助対象設備の導入前後において、**二酸化炭素の排出量が10%以上削減する**と見込まれるものであること。

## 2-1-1 公募する事業の内容（公募要領 p5）

- ウ 農業法人等が農業者へ補助対象設備を貸し出す場合は、当該設備の貸し出しに伴う利用料金、利用期間、適切な維持管理がなされること等を定めた**管理運営規定等**を策定すること。  
なお、農業法人等が農業者へ当該設備を貸し出す際の利用料金については、補助事業に要する経費から補助金額を除いた金額を設備の耐用年数で除した金額以下とすること。

$$\text{貸出し利用料金(円/年)} \leq \frac{\text{補助事業に要する経費(円)} - \text{補助金額(円)}}{\text{耐用年数(年)}}$$

- ※ 補助事業に要する経費は補助対象経費の他、補助対象事業に要する諸経費（事務費を除く）を含む。
- ※ 耐用年数は7年とする。

## 2-1-1 公募する事業の内容（公募要領 p5）

### ③補助金の交付を申請できる者

#### ア 農業法人等

- ・農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法に規定するもの）
- ・農地所有適格法人（農地法に規定するもの）
- ・特定農業法人（農業経営基盤強化促進法に基づくもの）
- ・農業公社（地方公共団体から出資を受けている法人）

## 2-1-1 公募する事業の内容（公募要領 p5）

### ③補助金の交付を申請できる者

- イ **民間企業**（農業法人等が実施する補助事業において設備を**ファイナンスリース方式**により提供するものに**限る**。）
  - ※日本国内で事業を営んでいる者とする。
  - ※ファイナンスリース事業者を代表事業者とするアとの共同申請とする。また、この場合は**リース料から補助金相当分が減額**されていること及び**法定耐用年数期間を満了するまで継続**して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を**証明できる書類の提示**を条件とする。
- ウ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

## 2-1-1 公募する事業の内容（公募要領 p6）

### (2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業

#### ① 補助対象設備

パッシブ型施設園芸設備として導入するもののうち、地中熱利用設備、太陽光エネルギーの蓄熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入に要する設備

（なお、既存の施設に単体で再生可能エネルギー利用設備を導入することは対象となりません。）

#### ② 対象事業の要件

ア 申請者が**低炭素化推進計画**を策定し、主体となって農業の低炭素化を推進するため、農業者に対し補助対象設備の導入を行う事業であること。

イ 補助対象設備の導入前後において、**二酸化炭素の排出量が10%以上削減する**と見込まれるものであること。

## 2-1-1 公募する事業の内容（公募要領 p6）

- ウ 農業法人等が農業者へ補助対象設備を貸し出す場合は、当該設備の貸し出しに伴う利用料金、利用期間、適切な維持管理がなされること等を定めた**管理運営規定等**を策定すること。  
なお、農業法人等が農業者へ当該設備を貸し出す際の利用料金については、補助事業に要する経費から補助金額を除いた金額を設備の耐用年数で除した金額以下とすること。

$$\text{貸出し利用料金(円/年)} \leq \frac{\text{補助事業に要する経費(円)} - \text{補助金額(円)}}{\text{耐用年数(年)}}$$

- ※ 補助事業に要する経費は補助対象経費の他、補助対象事業に要する諸経費（事務費を除く）を含む。
- ※ 耐用年数は7年とする。

## 2-1-1 公募する事業の内容（公募要領 p6）

### ③補助金の交付を申請できる者

ア **農業法人等**（農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業法人、農業公社）

イ **民間企業**（農業法人等が実施する補助事業において設備を**ファイナンスリース方式**により提供するものに**限る**。）

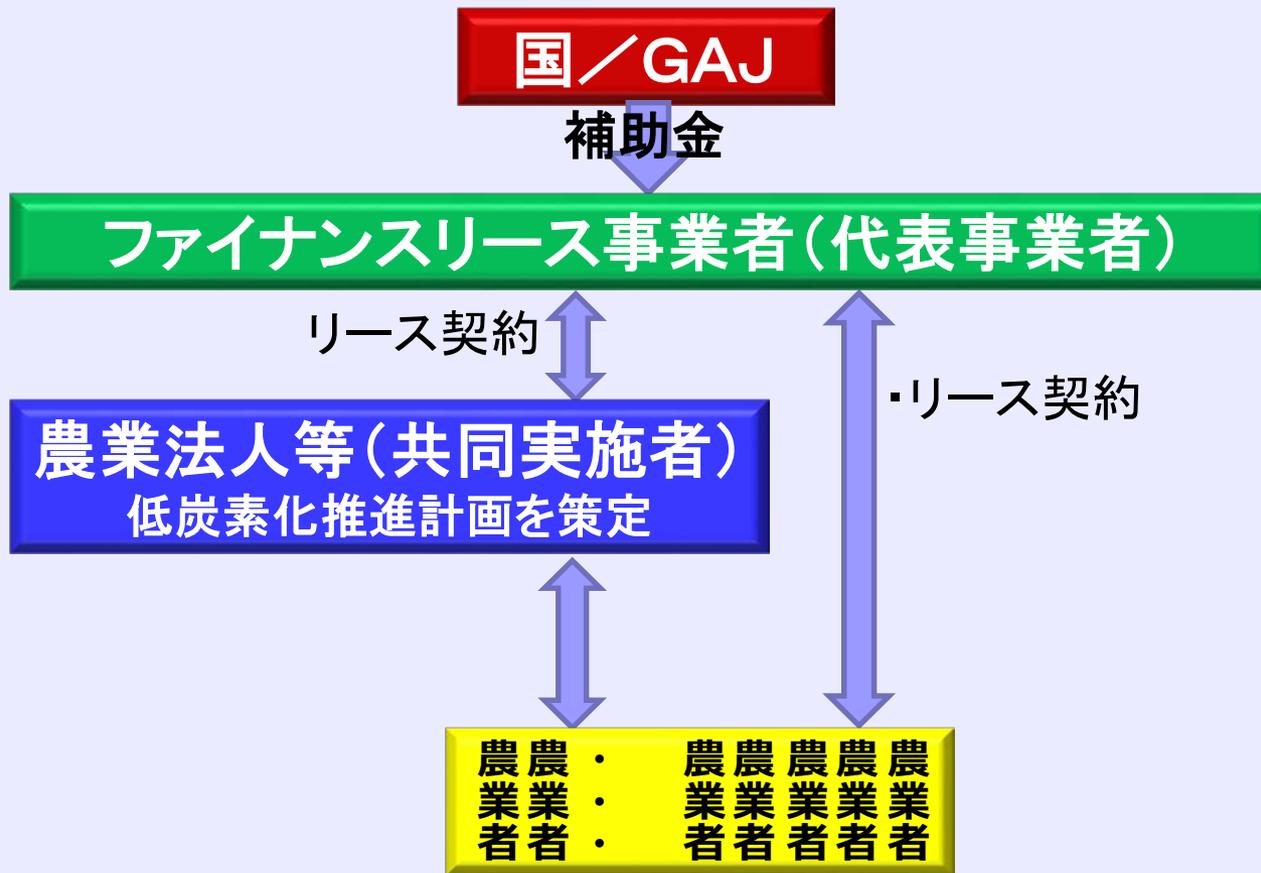
※日本国内で事業を営んでいる者とする。

※ファイナンスリース事業者を代表事業者とするアとの共同申請とする。また、この場合は**リース料から補助金相当分が減額**されていること及び**法定耐用年数期間を満了するまで継続**して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を**証明できる書類の提示**を条件とする。

ウ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

## 2-1-1 公募する事業の内容(公募要領 p5.6)

ファイナンスリースを利用する場合の申請



## 2-1-2 補助対象経費及び補助金の交付額(公募要領 p6,7)

### (1) 低炭素化設備導入事業

#### ア 補助対象経費

補助事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費であって**交付規程別表第2**に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費。

#### イ 補助金の交付額

補助対象設備の導入に係る経費の**総額の1/3以内**。  
ただし、1つの申請に係る補助金の交付申請額が**100万円に満たない**申請は対象とせず、**交付額の上限は5,000万円**とします。

## 2-1-2 補助対象経費及び補助金の交付額(公募要領 p7)

### (2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業

#### ア 補助対象経費

補助事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費であって**交付規程別表第2**に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費。

#### イ 補助金の交付額

補助対象設備の導入に係る経費の**総額の1/2以内**。  
ただし、1つの申請に係る補助金の交付申請額が**100万円に満たない**申請は対象とせず、**交付額の上限は5,000万円**とします。

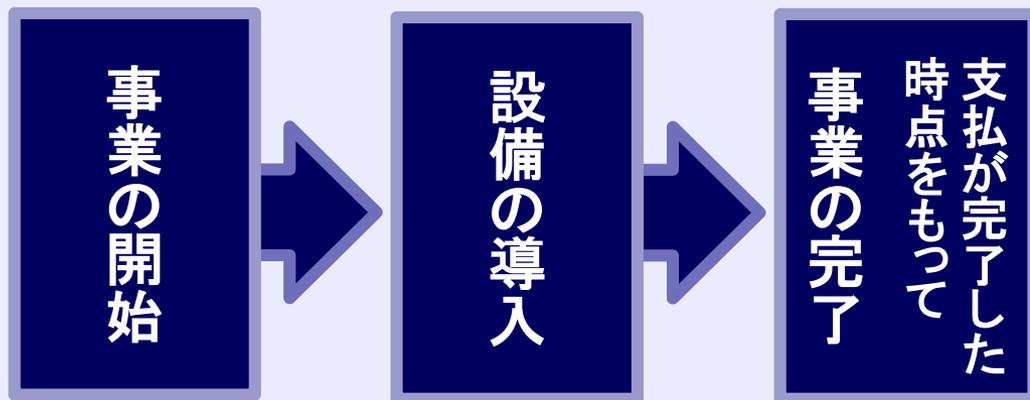
## 2-1-2 補助対象経費及び補助金の交付額(公募要領 p7)

※以下の経費は補助対象外となります。

- 消耗品
- 既存機器等の撤去費・処分費
- 受電設備
- 設計費、現場調査費 等

## 2-1-3 補助事業の実施期間(公募要領 p7)

- 補助事業の実施期間は、**単年度**とします。
- **交付決定日以降**に事業を開始し、**平成30年2月28日まで**に**事業を終了**するものとします。



**交付決定日以降に  
契約・発注すること**

**支払の完了は  
平成30年2月28日まで**



**交付決定日前に着手した経費は補助対象外となりますので、  
ご注意ください。**

## 2-1-4 CO2削減量の把握及び情報提供 (公募要領 p7)

- (1) 補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。
- (2) 補助事業者は、**補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間**について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、**交付規程様式第14による事業報告書**を**環境大臣**に提出しなければならない。

報告の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。(交付規程第15条第2項)

## 2-1-4 CO2削減量の把握及び情報提供 (公募要領 p7)

### 事業報告書の提出



設備導入

事業報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。(交付規程第15条第2項)

## 2-1-5 補助対象事業の選定(公募要領 p7,8)

### (1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。

### (2) 審査方法

応募者より提出された応募申請書をもとに、以下の項目等について協会において書類審査を行います。書類審査を通過した申請に関して、その後、審査委員会において、補助対象事業の二酸化炭素排出量に係る削減量や費用対効果、他の事業者への波及性等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。審査に際して、応募者にヒアリングを実施する場合があります。また、審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。

## 2-1-5 補助対象事業の選定(公募要領 p8)

### 【書類審査内容】

- ① 公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていること。
- ② 必要な書類が添付されていること。
- ③ 書類に必要な内容が記載されていること。
- ④ 事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

## 2-1-5 補助対象事業の選定(公募要領 p8)

### 【審査基準】

- ① 事業の計画が妥当であること。
- ② 農業分野での二酸化炭素削減手法として費用対効果が高いこと。
- ③ 農業分野での二酸化炭素削減手法としてモデル的性格を有し、他の業者への波及効果が高いこと。
- ④ 事業実施体制が妥当であること。
- ⑤ 資金計画が妥当であること。
- ⑥ 設備の保守計画が妥当であること。

公募段階の案であり審査委員会で変更となることがあります。  
なお、確定した審査基準については7月上旬を目途に協会のホームページで公開予定です。

## 2-1-6 応募に当たっての留意事項(公募要領 p8)

### (1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

### (2) 補助対象事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に事業を開始してください  
※交付決定後に契約、発注を行うこと。それ以前に着手した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

### (3) 事業の完了

支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

## 2-1-6 応募に当たっての留意事項(公募要領 p8,9)

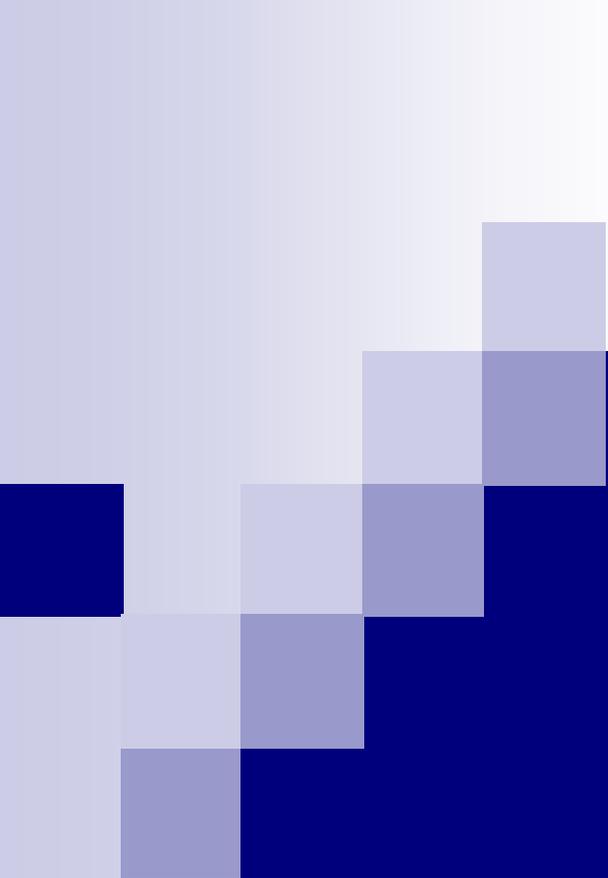
### (4) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、**国からの他の補助金**(負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)と**重複**する対象費用を含めません。国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の**解除**を行うとともに、受領済の補助金のうち解除対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を超えた額の返還が必要となるので、注意してください。



**同一設備に重複して国からの他の補助金受給は不可**



## 2-2. 応募の方法

2-2-1 公募期間

2-2-2 応募書類

2-2-3 応募方法

## 2-2-1 公募期間(公募要領 p9)

### 【公募期間】

平成29年6月6日(火)から8月3日(木)12:00必着



※受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けませんのでご留意願います。

※配達状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付ください。  
なお、**応募書類の持込は受理しない**ので注意すること。

## 2-2-2 応募書類(公募要領 p9／様式1)

### 【応募書類】

応募に当たり提出が必要となる書類は、様式1に記載する以下のとおりです。なお、応募書類の内、様式1別紙1(実施計画書)は、別紙1-1、1-2から実施する事業の内容により選択、様式1別紙2(経費内訳)は、別紙2-1、2-2から実施する事業の内容により選択とし、応募書類の作成に当っては、必ず以下のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成する様にお願います。

1. 【様式1】 応募申請書
2. 【様式1別紙1】 実施計画書
3. 【様式1別紙2】 経費内訳

## 2-2-2 応募書類(公募要領 p9/様式1)

### 【応募書類】

4. 応募者の業務概要及び定款又は寄付行為
5. 応募者の経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)
6. その他参考資料
7. 【別紙1】暴力団排除に関する誓約書



※ 応募書類に不備・不足がある場合は、応募を受理しない場合もありますので、ご注意ください。

## 2-2-2 応募書類(公募要領 p9)

### 【応募書類】

- 応募のための様式類は、必ず以下のホームページのHPN事業に掲載された**電子ファイルをダウンロード**して作成のこと。  
一般社団法人 温室効果ガス審査協会 (GAJ)  
URL: <http://gaj.or.jp>
- 【様式1別紙1】及び【様式1別紙2】はそれぞれ2種類あるので実施する事業の内容により選択のこと。
- 【様式1別紙1】実施計画書は、記入欄の\*印の説明に従って記入のこと。
- 【様式1別紙2】経費内訳は、交付規程別表第2の区分・費目・細分に従って記入のこと。

## 2-2-2 応募書類(公募要領 p9)

### 【応募書類】

- その他参考資料のCO2削減効果の算定根拠は、『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>(平成29年2月環境省地球環境局)』によること。

URL:

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/gbhojo.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)

- 【別紙1】暴力団排除に関する誓約書は、共同事業者がいる場合は代表事業者とは別に作成のこと。
- 【様式1別紙1】実施計画書とは別に【低炭素化推進計画】を任意の書式で作成のこと。記載内容は、産地の低炭素化を推進するため、取組内容・目標・データの収集・設備の維持管理等。

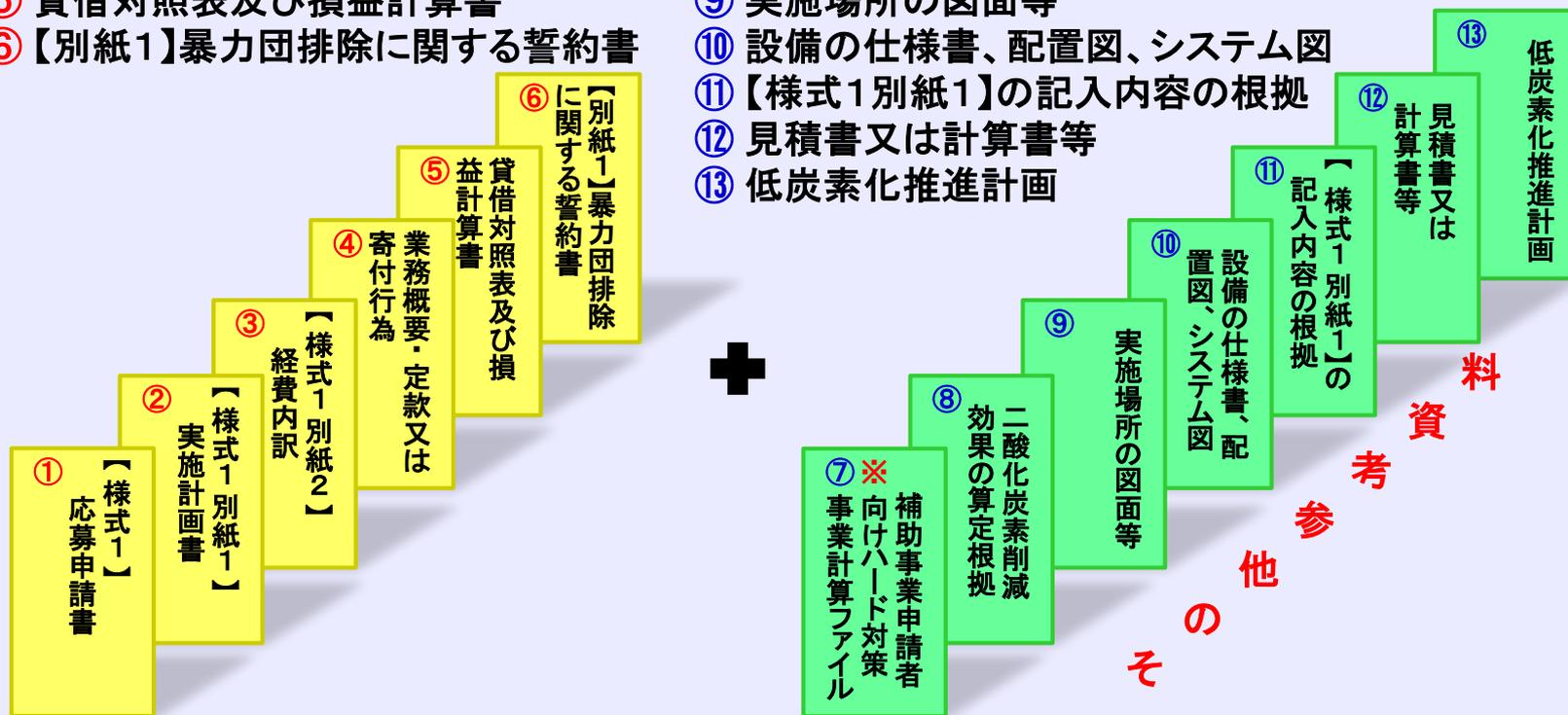
## 2-2-2 応募書類 (公募要領 様式1)

応募書類(紙)は、①【様式1】応募申請書から⑬低炭素化推進計画

- ①【様式1】応募申請書
- ②【様式1別紙1】実施計画書
- ③【様式1別紙2】経費内訳
- ④業務概要・定款又は寄付行為
- ⑤貸借対照表及び損益計算書
- ⑥【別紙1】暴力団排除に関する誓約書

その他参考資料は以下の⑦～⑬

- ⑦ 補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル／削減効果算出シート(農業機械導入の場合)
- ⑧ CO2削減効果の算定根拠
- ⑨ 実施場所の図面等
- ⑩ 設備の仕様書、配置図、システム図
- ⑪【様式1別紙1】の記入内容の根拠
- ⑫ 見積書又は計算書等
- ⑬ 低炭素化推進計画



## 2-2-2 応募書類（公募要領 様式1）

### その他参考資料について

No.	資料名・備考
⑦	<p>■ <u>補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル</u> 『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（平成29年2月環境省地球環境局）』によること。 URL： <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html</a></p>
⑧	<p>■ <u>二酸化炭素削減効果の算定根拠</u> ⑦『補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル』を作成した時の設定根拠・引用元に係る具体的資料。</p>

## 2-2-2 応募書類（公募要領 様式1）

### その他参考資料について

No.	資料名・備考
⑨	<b>■ 実施場所の図面等</b> 補助金を受けて設備・機械を導入する場所の図面（地図等）。
⑩	<b>■ 設備の仕様書・配置図・システム図</b> 仕様書（室内機/室外機の型式・冷房/暖房性能等） 配置図（室外機・室内機・送風機等） システム図（構成機器の関連等）
⑪	<b>■ 【様式1別紙1】実施計画書の記入内容の根拠</b> 上記⑦から⑩以外で記入内容の確認に必要な根拠資料。

## 2-2-2 応募書類（公募要領 様式1）

### その他参考資料について

No.	資料名・備考
⑫	<b>■ 見積書又は計算書等</b> 【様式1別紙2】経費内訳に記入した金額の根拠。
⑬	<b>■ 低炭素化推進計画</b> 任意の書式で作成のこと。記載内容は、産地の低炭素化を推進するため、取組内容・目標・データの収集・設備の維持管理等。

## 2-2-3 応募の方法(公募要領 p9)

- 応募書類(紙)

正本1部: ①【様式1】応募申請書から⑬低炭素化推進計画

副本1部: ①【様式1】応募申請書(コピー), ②【様式1別紙1】実施計画及び③【様式1別紙2】経費内訳のみ

- 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)1部

上記の正本と同じ内容の電子データを保存したもの。

ただし、②様式1別紙1、③様式1別紙2、⑦ハード対策計算ファイルはMS-Excelファイル、その他の書類は、PDFファイルで保存すること。電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。

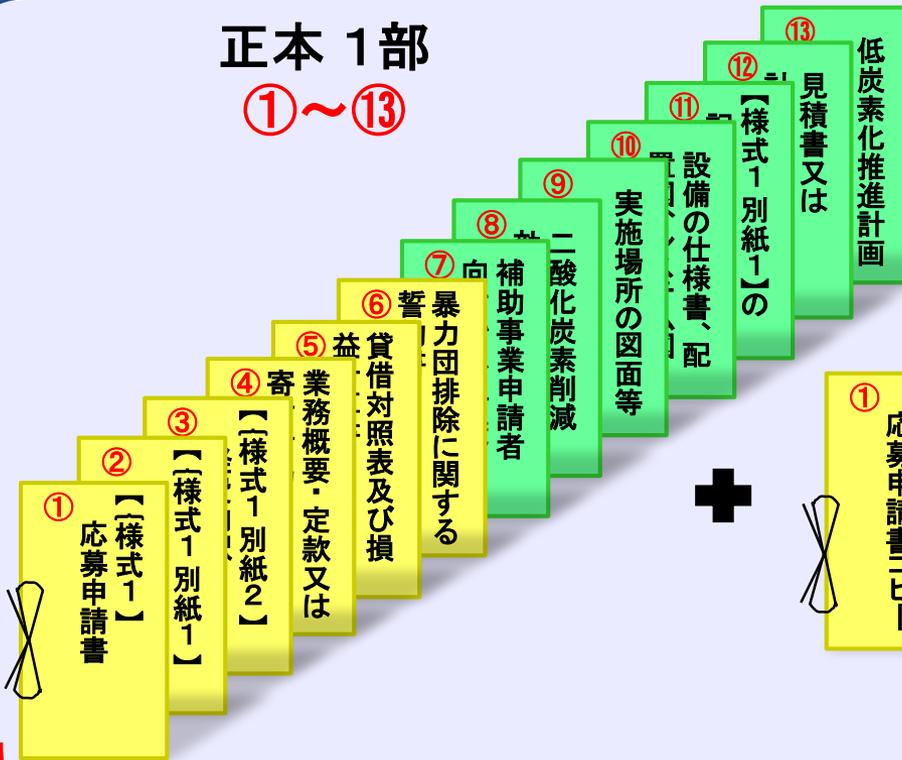
## 2-2-3 応募の方法(公募要領 p9)

- 正本1部、副本1部の応募書類(紙)をそれぞれ**2つ穴の紐とじ(バインダー・ファイル不要)**して、正本と同じ内容の電子データを保存した電子媒体1部を同封の上、郵送してください。
- 提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

## 2-2-3 応募の方法 (公募要領 p9)

正本 1部

①～⑬



副本 1部

①～③

電子媒体1部

CD-R又はDVD-Rに**応募者名を記入**

②様式1別紙1、③様式1別紙2、

⑦ハード対策計算ファイルは、MS-Excelファイルを保存すること。



※ 封筒の表に、必ず赤字で【ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業応募書類在中】と記してください。

封筒  
※

簡易書留等の配達記録の残る方法で発送

協会へ  
提出

## 2-2-3 応募の方法（公募要領 様式1）

1つの事業者が、異なる複数の事業に応募する場合は、応募する事業ごとに応募書類を作成し、それぞれ別の封筒で提出のこと。例えば、

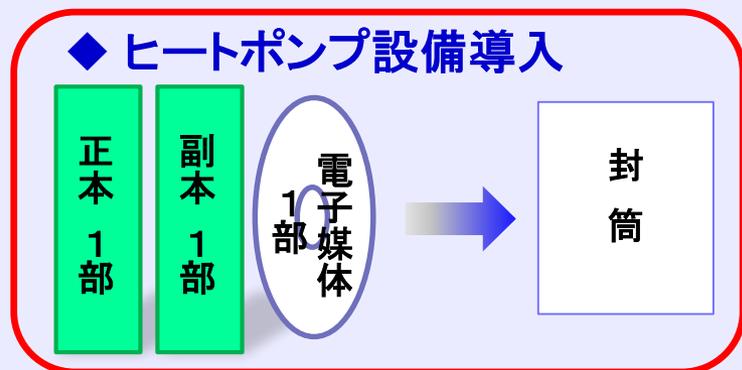
(1) 低炭素化設備導入事業として

◆ヒートポンプ設備導入

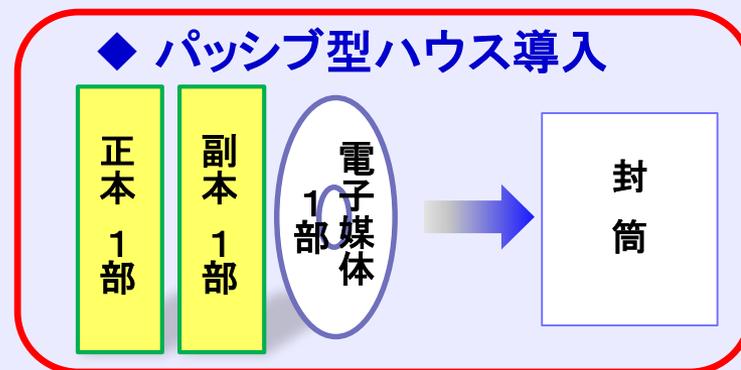
(2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業として

◆パッシブ型ハウス導入

(1)



(2)



## 2-2-3 応募の方法(公募要領 p10)

### 【提出先】

一般社団法人 温室効果ガス審査協会  
〒101-0051  
東京都千代田区神田神保町3-29-1  
住友不動産一ツ橋ビル7階  
TEL:03-6261-4381

### 【公募期間】

平成29年6月6日(火)から8月3日(木)12:00必着

※省エネルギー型農業機械導入促進事業の公募は、対象農業機械の決定後、公募を開始いたします。

## 2-2-3 応募の方法(公募要領 p10)

- ※ 封筒の表に、必ず赤字で「ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業応募書類在中」と記してください。
- ※ 協会から応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡は致しません。  
配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。  
なお、応募書類の持ち込みは受理しないので注意すること。
- ※ 提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

## 2-3 補助事業における留意事項等について

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p11)

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業の範囲内で交付するものとし、適正化法等の規定によるほか、この補助金の交付要綱及び実施要領の定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p11)

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成30年2月28日までに行われる事業で、かつ当該期間までに**支払いが完了**するもの(補助事業者に対して、補助事業に要した**経費の請求**がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に**請求書を添付**することで可とし、補助事業者は**補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出**することとする。)となります。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p11)

### (2) 交付決定

提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、実施計画等)が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む)の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p11)

### (3) 補助事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託契約等を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)は、次のとおりです。

- 契約・発注日は協会の**交付決定日以降**であること。
- 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、**競争原理**が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p11)

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、**補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間**、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p12)

### (2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、**その完了後30日以内**  
**又は当該年度3月10日のいずれか早い日**までに補助金の完了  
実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会では、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、  
書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交  
付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の  
額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p12)

なお、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、**補助事業者自身から調達等**を行う場合は、**原価**(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p12)

### (3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

### (4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果は公表する場合があります。

### (5) 取得財産の管理について

補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、適切な維持管理が講じられる必要があります。

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p12)

補助事業者は、補助金受領日から**7年以内**に**取得財産等を処分**(補助金の交付の目的(補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)することをいう。)しようとするときは、あらかじめ協会の**承認**を受けることなしに処分してはなりません。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

 **法定耐用年数期間内における補助対象設備の処分等に関しては、必ず、事前に協会へご相談ください。**

## 2-3 補助事業における留意事項等について(公募要領 p13)

### (6) 不正に対する交付決定の解除等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の納付等の措置をとることがあります。

### (7) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、交付規程に定める事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

## 2-4. 応募様式等の記入上の注意

## 2-4 応募様式等の記入上の注意

1. 【記入例】様式1 応募申請書
2. 【記入例】様式1別紙1 事業実施計画書
3. 【記入例】様式1別紙2 経費内訳
4. 【記入例】ハード対策事業計算ファイル G.省エネ設備
5. 【記入例】別紙1 暴力団排除に関する誓約書
6. 【記入例】低炭素化推進計画

# 3. 省エネルギー型農業機械導入促進事業

## 3-1 公募する事業の内容

## 3-1 公募する事業の内容 (交付規程 p14)

### 1 補助対象設備

出力が90馬力以上で省エネ・省CO2効果が高く、生産性の優れた高性能な機能を有する農業機械(トラクター・コンバイン)

### 2 対象事業の要件

- (1) 申請者が**低炭素化推進計画**を策定し、主体となって農業の低炭素化を推進するため、農業者に対し補助対象設備の導入を行う事業であること。
- (2) 補助対象農機の導入前後において、その他のCO2削減に資する営農手法との組み合わせによって**二酸化炭素の排出量が50%程度削減**すると見込まれるものであること(CO2削減に資する営農手法については「農業機械の省エネ利用マニュアル —平成27年度版— 平成28年3月 一般社団法人日本農業機械化協会 編」を参照)。

## 3-1 公募する事業の内容 (交付規程 p14)

### 3 補助金の交付を申請できる者

- (1) **農業法人等**(農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。農事組合法人以外の**農地所有適格法人**(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)、**特定農業法人**(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に基づく特定農業法人をいう。)、**農業公社**(地方公共団体から出資を受けている法人をいう。))
- (2) **民間企業**
- (3) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

# お問い合わせ先

**一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）**  
**ASSET事業運営センター**  
**事業部**  
**hpn@gaj.or.jp**

